

情報提供日: 令和7年7月17日

## 災害時の医薬品提供、訪問時の高齢者見守り・対面での健康情報提供などで連携 富士薬品と健康増進に関する包括連携協定を締結 (7/29)

本市では株式会社富士薬品グループ(埼玉県さいたま市・高柳昌幸社長)と、「健康増進に関する包括連携協定」を、令和7年7月29日(火)に龍ヶ崎市役所で締結します。

協定に基づく取組みは、同社の配置薬事業を通じた「高齢者の見守り」・「対面での健康情報の提供」・「セルフメディケーション強化」、災害時の医薬品の優先提供による「災害時支援」などです。

株式会社富士薬品グループは、医薬品等の配置薬販売やドラッグストアの経営、医薬品の研究開発・製造販売等を行う企業。本市では、各家庭向けの配置薬事業やドラッグストアセイムス(市内3店舗)の運営を行っており、同社が包括連携協定を自治体と締結するのは、**県内2番目**です。

なお、市内3店舗のドラッグストアセイムスは、令和7年7月1日にクーリングシェルターに指定しており、本協定の締結に先行して熱中症予防についての協力を得ています。

■日時	令和7年7月29日(火) 午後2時から午後3時まで
■場所	龍ヶ崎市役所 3階 庁議室 (所在地:龍ヶ崎市3710番地)
■詳細	協定に基づく取組み ・配置薬事業を通じた「高齢者の見守り」・「対面での健康情報の提供」・「セルフメディケーション強化」など ・災害時における医薬品等の優先提供による災害時支援など
■締結式参加者	【株式会社富士薬品グループ (4名)】 ・配置事業本部 配置営業統括部 第2営業部 部長 伊庭 圭之助 (いば けいのすけ) ・配置事業本部 配置営業統括部 第2営業部 課長 廣瀬 伸 (ひろせ のびる) ・配置事業本部 配置管理統括部 事業推進部 配置イノベーション推進課 課長 橋本 猛 (はしもと たけし) ・配置事業本部 配置管理統括部 事業推進部 配置イノベーション推進課 係長 奥田 智紀 (おくだ ともき) 【龍ヶ崎市】 ・龍ヶ崎市長 萩原 勇
■資料	・包括連携協定書

担当課	龍ヶ崎市 健康スポーツ部 健康増進課 成人保健グループ 担当者:大久保・佐藤(おおくぼ・さとう) 連絡先:0297-64-1111(代表)内線629・628
-----	--

## 龍ヶ崎市と株式会社富士薬品との健康増進に関する包括連携協定書

龍ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社富士薬品（以下「乙」という。）は、龍ヶ崎市民（以下「市民」という。）の健康づくりの推進等における連携・協定について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携のもと、市民の健康づくりを推進し、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

（連携協定する事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事業について連携・協力する。

- (1) セルフメディケーションの強化に関する事業
- (2) 健康情報の発信に関する事業
- (3) 高齢者等の見守りサービスに関する事業
- (4) 防災・災害対策に関する事業
- (5) その他前条の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事業

2 前項各号に定める事業における具体的な取組みの内容、実施時期、実施方法等については、甲乙協議の上、別途定める。

（機密情報等の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組みの検討及び実施により知り得た相手方の機密情報及び個人情報を、事前に相手方の書面による承認を得ずに第三者に開示若しくは漏洩してはならず、また本協定に基づく取組み以外の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める義務を負うものとする。

3 第1項に関わらず、本協定締結の事実については相手方の書面による承諾を得ずに公開できる旨甲乙は確認した。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から本協定終了の申し出がない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（変更及び解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第6条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前2号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

4 甲及び乙は、前項の規定により本協定を解除した場合において、解除された当事者に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。万一、本協定について紛争が発生した場合は、甲が被告の場合は水戸地方裁判所龍ヶ崎支部を、乙が被告の場合は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和 7年 7月 29日

甲 茨城県龍ヶ崎市3710番地  
龍ヶ崎市長

乙 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目383番地  
株式会社富士薬品  
配置事業本部 配置営業統括部 第2営業部 部長